

令和 3 年 5 月 31 日現在

機関番号：10101

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2020

課題番号：18K12213

研究課題名（和文）カントにおける「普遍的意志」の理念：私的意志から公共的意志の形成へ

研究課題名（英文）The Idea of the Universal Will in Kant: From Private Will to Public Will

研究代表者

齋藤 拓也 (Saito, Takuya)

北海道大学・メディア・コミュニケーション研究院・准教授

研究者番号：70759779

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、これまで十分に検討されていなかったカントの「普遍的意志」の概念を取り上げ、その思想史的意義とカントの政治思想のアクチュアリティを明らかにした。そのさい、特に次のような新しい観点から問題設定を行った。カントにおける「普遍的意志」の概念の成立とその意味内容を、神の意志、善意志との比較検討を通じて考察し、それが理念として有する意義を解明した。「普遍的意志」の理念と、実際の政治的意志の関係をカントのテキストをもとに考察し、カントにおける「公共的意志」（一般意志）形成の過程を解明した。カントの政治思想における「普遍的意志」の意義を、特に政治的自律の確立と維持の観点から明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

この研究の学術的意義は、近年のカントの政治思想研究で重要視されていながらも、十分に検討されていなかった「普遍的意志」の概念を取り上げる点にある。その際に、「普遍的意志」を道徳的普遍性のみならず、個々の社会がもつ個別性・特殊性を射程に収めた概念として考察し、政治的意志が適切に形成される諸条件と過程を明らかにしようとする視点の設定は、特に本研究独自の取り組みである。

この研究の社会的意義は、普遍的原理と特殊なものとの衝突の中で「普遍化可能なもの」を見出し、新たな公共的規範を生み出していくカントの政治思想の枠組みの中心に「普遍的意志」を明確に位置づけた点にある。

研究成果の概要（英文）：This study takes up Kant's concept of 'universal will', which has not been sufficiently examined so far, and clarifies its significance in the history of ideas and the actuality of Kant's political thought. In doing so, I have set up the following new perspectives on the issue. (1) The formation of the concept of "universal will" and its meaning in Kant's thought are examined through a comparison with the divine will and the good will, and the significance of this concept as an idea of reason is clarified. (2) The relationship between the idea of the "universal will" and the actual political will is examined on the basis of Kant's texts, and the process of the formation of the "public will" (general will) in Kant is clarified. (3) In this way, I have elucidated the process of the formation of the "public will" (general will) in Kant.

研究分野：政治思想史

キーワード：カント 普遍的意志 善意志 政治的自律 私的意志 理性理念 漸進的改革 一般意志

1. 研究開始当初の背景

特に、J・ロールズの『正義論』(1971年)以降、カント的な理念が現実の制度設計に対してもつ意味が検討されるようになり、カントのテキストは民主主義的な理念に基づいて現実の政治体制に改革を迫る政治思想の源泉として読まれるようになってきている(W. Kersting, C. Langer, I. Maus)。近年は歴史的コンテクストを踏まえて、共和制へ向けた漸進的改革の構想が再構成され、普遍的原理と特殊・個別的状況の緊張関係から政治的变化を生み出す概念装置(公共圏、言論の自由、啓蒙、政治的判断力、改革者としての君主など)が見出されてきた(J. Habermas, H. Arendt, E. Ellis, R. Maliks, Ch. Horn, 金慧)。

本研究課題が注目する「普遍的意志」は、このような概念装置の最も重要なものの一つである。しかし、その理論的位置づけや政治的意志形成の条件と過程については統一的な理解が得られておらず、一般意志の概念史研究では、カントの集合的意志は個人に「善意志」があれば無用になる概念(P. Riley)あるいは純粹実践理性と同一視され、政治的意志形成とは無関係な概念(B. Bernardi)という誤解を受けている。

特殊と普遍の衝突の中から新たな規範を創出し、漸進的改革のダイナミズムを産出する最も重要な「場」の一つとしての政治的=集合的意志を、それがどのような条件で、どのような過程を経て形成されるのかという問いを立てることによって、体系的に解明することが本研究課題の中心にある。本研究は、カントの「普遍的意志」(およびその類義語)が理性に基づく理念の次元で論じられており、専制から共和制への改革において、君主の特殊な「私的意志(Privatwille)」から「公共的意志」を産出するために統制的理念として機能するという仮説を段階的に検証していくことで、この問いに取り組んだ。

2. 研究の目的

本研究の目的は、(1)カントの「普遍的意志」の統制的理念としての性質を解明し、(2)その理念のもとで「公共的意志」が適切に形成される諸条件と過程を考察することによって、(3)漸進的改革と共和制の構想におけるその政治的役割を定めることにあった。

「普遍的意志」の概念は、近年のカントの政治思想の研究で重要視されていながらも、十分に検討されていなかった。本研究では、「普遍的意志」を道徳的普遍性のみならず、個々の社会がもつ個性・特殊性を射程に収めた概念として考察し、政治的意志が適切に形成される諸条件と過程を明らかにしようとするものであった。

また、本研究は、普遍的原理と特殊なものとの衝突の中で「普遍化可能なもの」を見出し、新たな公共的規範を生み出していくカントの政治思想の枠組みの中心に「普遍的意志」を明確に位置づける試みであった。

思想史の観点からは、社会全体が「普遍的意志」を統制的理念として作り出す「公共的意志」の概念を明確に示すことで、カントの政治思想における漸進的改革の担い手が特定の政治的指導者(君主)に限定されるのではなく、人民の言論と政治的判断に可能性が開かれていることを体系的に明らかにすることを試みた。

一般意志の概念史の視点では、カントの「普遍的意志」が普遍的道徳に単純に還元しうるものではなく、その理念のもとで様々な条件を整えることによって、政治そのものを生み出す「場」を作る概念であることを明らかにしようとした。

3. 研究の方法

本研究はカントの普遍的意志の(1)理念としての特質と、(2)それにもとづいて公共的意志が形成される諸条件を、作業仮説を検討しながら段階的に解明し、最終的に(3)普遍的意志がカントの政治思想の中で新たな規範を創出する要石としての役割を果たすことを、漸進的改革の構想を例にして示す試みであった。そのために、ドイツ語版カント全集(アカデミー版)所収の講義録・手書きの遺稿まで手を広げて分析し、平成30年度にはドイツ・ベルリンおよびハレで資料収集も行って、研究を進めた。

4. 研究成果

ルソー研究では、ルソーが特殊性とも普遍性とも区別される一般性を探究し、普遍的道徳を志向するディドロおよびカントとは異なる仕方で一般意志を定式化したことが示されている(J. Shklar, P. Riley, B. Bernardi)。カントに焦点をあてた研究でも、P・ライリーがこのような観点を踏襲し、カントにおいて「一般意志」は固有の役割を果たしていないと結論している。C・ホルンはカントの「一般意志(Gemeinwille)」について論じているが、それが統制的理念であることを明確に示しておらず、その改革における役割が明らかではない(Ch. Horn)。

これらに対して、本研究は、理念の次元と現実の次元を分節化して研究課題と仮説を設定し、カントの場合にも部分的社会(個別国家)における集合的意志の考察が可能であることを示し、カントの「普遍的意志」の固有の意義を明らかにした。主な成果は次の三点に集約される。

(1)統制的理念としての普遍的意志

普遍的意志がカントの道徳哲学に政治の次元を成立させるために不可欠な統制的理念であることを主に次の三つの観点から明らかにした。

カントは自由で平等な市民たちであれば、正しいと見なし、同意するであろう決定を行う政治的意志の理念として普遍的意志を論じている。

「目的の国」と善意志（道徳哲学）および「倫理的公共体」と神の意志（宗教論）の理念と比較して、カントが集合的意志の理念を「根源的契約」の理念を媒介にして唯一政治社会（市民的体制＝共和制）に関連してのみ明示的に導入している。

カントが集合的意志の概念を導入した理由は、政治的自律の根幹に関わる権利の保障（権利関係の確定）と外的行為の強制（および違反の処罰）にある。

以上～によって、カントにとって集合的意志は不要であるという見解（P. Riley）に対して、その理念がカントの政治思想を支える中心的概念であると考えることができる。

（以上について主に学会発表「Kants Patriotismus als Denkungsart」、*“Kant on state of nature”* で発表した。）

(2)世界共和国のパラドクスと「部分的社会」における集合的意志形成の論理

理念としての普遍的意志に基づいて、個別の政治社会で政治的意志が形成されうる可能性を以下の三点を中心に考察した。

普遍的意志の理念と結びついた共和制の理念は、理性の推論の性質上、現実の諸国家の境界線を想定しておらず、普遍的な世界共和国を表象している。

しかし、人々が世界共和国の成立を意欲して実際に社会契約を締結することはなく、現実には暴力によって各地に専制国家が「部分的社会」として形成され、君主が私的意志にもとづいて支配しているという状況認識をカントはもっている。

このような状況下では人民の統合された意志は（立法権と執行権を分離して共和制を確立する）改革を通じて徐々に現れるべきであるという想定のもとで、カントが政治的意志統一を行う立場にある君主（政治家）の意志のあり方に注目している。

以上～の考察を踏まえると、カントは理念しか想定せず、個別国家の「一般意志」の可能性を考察していないという見解（B. Bernardi）への有力な反論となりうる。

（以上について主に雑誌論文「Kant on patriotism: ‘civic dignity’ and ‘way of thinking’」、学会発表「カントにおける公共的意志とパトリオティズム」、*“Kant on state of nature”*、「カントにおける市民社会の二重の構想」、「市民社会の啓蒙と改革」、「市民社会と思考様式」、著書『カントにおける倫理と政治』〔特に結論〕で発表した。）

(3)統制的理念と政治的意志統合

共和制への漸進的改革において君主がなすべき政治的意志統合の仕方に着目して、カントにおける集合的意志形成の諸条件と過程を再構成し、それが改革の結果として実現される共和制においても政治的自律の維持の条件として意味をなすことを次の二点を中心に考察した。

カントは専制的体制においても君主が「共和主義的統治様式」によって意志形成しなければならないという見解をもっているが、そのような意志形成は特に行為の格率の「公開性」によって成立する。

格率の公開性原理によって問われているのは、君主の「私的意志」が「公共的意志」になることであり、その条件が「根源的契約」の示す立法の原理である。さらに「言論の自由」によって形成される「世論（公共的意見）」が政治的決定の正当性の観点からも重要である。

以上より、公共的意志の形成は制度的条件の整備に還元されえず、統制的理念にもとづいて私的意志を取り除く不斷の努力が求められるというカントの考察が明らかにされた。

（以上について主に雑誌論文「書評会ノート」、学会発表「自著を語る」、「普遍性と党派性」、「パトリオティズムの条件としての立法的意志の尊重」で発表した。）

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 Takuya Saito	4. 巻 209
2. 論文標題 Kant on patriotism: 'civic dignity' and 'way of thinking'	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Kantstudien-Ergaenzungshefte (Kant's Concept of Dignity)	6. 最初と最後の頁 303, 324
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1515/9783110661491	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 網谷壮介、稲村一隆、金慧、斎藤拓也	4. 巻 74
2. 論文標題 書評会ノート：斎藤拓也著『カントにおける倫理と政治 思考様式、市民社会、共和制』見洋書 房、2019年をめぐって	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 メディア・コミュニケーション研究	6. 最初と最後の頁 59, 83
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 斎藤拓也	4. 巻 22
2. 論文標題 普遍性と党派性 カントが思考様式について語る時	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本カント研究	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計9件（うち招待講演 8件/うち国際学会 2件）

1. 発表者名 斎藤拓也
2. 発表標題 カントにおける公共的意志とパトリオティズム
3. 学会等名 日本哲学会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Takuya Saito
2. 発表標題 Kant on state of nature
3. 学会等名 The 13th international Kant Congress (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 斎藤拓也
2. 発表標題 カントにおける市民社会の二重の構想
3. 学会等名 北大思想史研究会 (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 斎藤拓也
2. 発表標題 市民社会の啓蒙と改革
3. 学会等名 書評会「斎藤拓也『カントにおける倫理と政治』」早稲田大学政治経済学術院 (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 斎藤拓也
2. 発表標題 市民社会と思考様式
3. 学会等名 北大政治研究会 (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Takuya SAITO
2. 発表標題 Kants Patriotismus als Denkungsart
3. 学会等名 Kolloquium "Politische Theorie und Ideengeschichte", Martin-Luther-Universitaet Halle-Wittenberg (Halle/Germany) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 斎藤拓也
2. 発表標題 自著を語る：斎藤拓也著『カントにおける倫理と政治 思考様式、市民社会、共和制』晃洋書房、2019年
3. 学会等名 経済学史研究会（第251回例会）（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 斎藤拓也
2. 発表標題 普遍性と党派性 カントがパトリオティズムについて語る時
3. 学会等名 日本カント協会（第45回大会）（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 斎藤拓也
2. 発表標題 パトリオティズムの条件としての立法的意志の尊重
3. 学会等名 第9回大阪哲学ゼミナール（招待講演）
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 斎藤拓也	4. 発行年 2019年
2. 出版社 晃洋書房	5. 総ページ数 333
3. 書名 カントにおける倫理と政治 思考様式・市民社会・共和制	

〔産業財産権〕

〔その他〕

UTokyo BiblioPlazaでの紹介： 斎藤拓也『カントにおける倫理と政治 思考様式・市民社会・共和制』晃洋書房、2019年 https://www.u-tokyo.ac.jp/biblioplaza/ja/A_00150.html
T. Saito, Immanuel Kant, Ethics and Politics https://www.u-tokyo.ac.jp/biblioplaza/en/A_00150.html
北海道大学学術成果コレクション（HUSCAP）： 網谷壮介、稲村一隆、金慧、斎藤拓也「書評会ノート：斎藤拓也著『カントにおける倫理と政治 思考様式、市民社会、共和制』晃洋書房、2019年をめぐって」 https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/bulletin/MCS

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------